

## 道路運送法第 20 条第 2 号の一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域外旅客運送について

### 協議事項 1

道路運送法第 20 条第 2 号に基づき、石巻市内で行われる選挙を適切に実施するために、石巻市全域のタクシー事業者による稼働が可能となるように営業区域外旅客運送の必要性を認める。

### 営業区域外旅客運送の必要性

石巻市内の一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、「石巻市」「桃生郡（旧桃生郡河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町の区域）」「牡鹿郡（旧牡鹿郡牡鹿町の区域）」と合併前の旧市郡で分かれている。

石巻市で選挙及び開票が行われる当日に、市内全域の各投票所から開票所まで投票立会人が投票箱を送致する際に移動し、及び点字判読者が移動する必要がある。その際に、石巻市全域のタクシー事業者による稼働が必要となる。そこで、タクシー事業者ごとの営業区域によっては、石巻市内全域での運行が営業区域外運送となるため、これを回避する必要がある。

### 営業区域外旅客運送の対象となる地域

石巻市の全域

### 営業区域外旅客運送を行う事業者

別紙一覧のとおり

### 営業区域外旅客運送を行う期間

公職選挙法又はその他の法令に基づき、石巻市選挙管理委員会が執行する選挙を実施する日

### その他必要な事項

タクシー事業者に追加変更がある場合は、石巻市地域公共交通活性化協議会に報告し、東北運輸局長から承認を受けてから運送を行う。

選挙実施当日に運送を行う事業者は、指定する期日までに石巻市選挙管理委員会に配車計画表により報告する。また東北運輸局から求めがあった場合は、配車計画表を東北運輸局宮城運輸支局に提出するものとする。

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）

（禁止行為）

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調つた場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

営業区域外旅客運送を行う事業者一覧表

石巻タクシー(有)	石巻市中里六丁目10-23
東宝タクシー(株)	石巻市湊町1丁目8番48号
宮城交通(株)	石巻市不動町2丁目2-26
(有)かねとタクシー	石巻市幸町7-6
北上タクシー(株)	石巻市中里1丁目1番23号
石巻交通(株)	石巻市丸井戸1丁目1-9
工業港タクシー(株)	石巻市大街道南3丁目5番14号
(有)三陸タクシー	石巻市新栄2丁目1番4号
石巻観光タクシー(株)	石巻市鹿妻南2丁目15番13号
(有)ひばりタクシー	石巻市中浦1丁目2番5号
まるごとタクシー(株)	石巻市中里1丁目1番23号
東北交通(株)	石巻市日和ヶ丘19番地10号
(有)ピー・エイチ・エス	石巻市丸井戸3丁目3-8
向陽タクシー(株)	石巻市向陽町1丁目1-29
松山観光タクシー(株)	石巻市相野谷字飯野川町53番地1
富士タクシー	石巻市相野谷字飯野川町206番地17
(有)雄勝タクシー	石巻市三輪田字華土手上10-4
(有)やまたけタクシー	石巻市雄勝町上雄勝2丁目22番地
(有)鹿又タクシー	石巻市鹿又字新田町浦79番地1
(有)前谷地タクシー	石巻市前谷地字中塚139-4
(有)豊石観光	石巻市須江字豊石50-2
(有)おしか交通	石巻市鮎川浜大台37番地2
(株)桃生交通	石巻市桃生町給人町字東町85